

鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和3年4月14日（水曜日）		
開 会	午前10時33分	閉 会	午前10時59分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 吉野 恭介 副委員長 伊藤 幾子 委 員 加嶋 辰史、石田憲太郎、星見 健蔵、横山 明 秋山 智博、砂田 典男		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	主査兼議事係長 毛利 元 調査係主事 福田 佳菜		
出席説明員	【総務部】 総務部長 浅井 俊彦 次長兼総務課長 富田 恵子 課長補佐兼行政係長 蔵増 彩 次長兼行財政改革課長 河口 正博 行財政改革課課長補佐 宮崎 学 【総務部 税務・債権管理局】 税務・債権管理局長兼市民税課長 坂本 宏仁 次長兼収納推進課長 吉田 彰克 収納推進課課長補佐 池原 章博 固定資産税課長 中島 辰哉 固定資産税課課長補佐 山本 泰史 市民税課課長補佐 谷本 泰志		
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前10時33分 開会

【総務部・危機管理部】

◆吉野恭介委員長 皆さん、おはようございます。

() おはようございます。

◆吉野恭介委員長 それでは、ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

まず、浅井総務部長に御挨拶をいただきたいと思います。部長、お願いします。

○浅井俊彦総務部長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、浅井部長。

○浅井俊彦総務部長 はい。総務部長、浅井でございます。本日は、臨時議会の開催、誠にありがとうございます。総務部の所管しております議案といたしましては、一般会計の補正予算、歳入について御説明申し上げます。また、地方税法の改正に伴います、市税条例の一部改正につきまして、3月31日付で専決処分いたしましたので、この内容につきまして御報告をさせていただきたいと考えております。御審議のほう、よろしくお願いいたします。

併せまして、4月1日付の人事異動によりまして、説明員のほうが、若干新たなメンバーが加わっておりますので、最初に、この場をお借りして自己紹介をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○富田恵子総務部次長兼総務課長 失礼いたします。4月1日付で、総務部次長兼総務課長兼市史編さん室長を拝命いたしました富田恵子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○中島辰哉固定資産税課長 はい。4月1日付、固定資産税課長を務めております中島辰哉です。前回の広報室長から引き続き、こちらの委員会にお世話になります。よろしくお願いいたします。

○浅井俊彦総務部長 以上、新しいメンバーで対応させていただきます。本日は御審議のほう、よろしくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

議案第74号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、早速議事に入ります。議案第74号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明をお願いします。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第74号令和3年度鳥取市一般会計補正予算（第1号）でございますが、こちらの所管に属する部分について、御説明を申し上げます。本日、お配りをしておりますA4の横長のもの、右肩に資料1というところの資料でございますし、あと、予算書でございます。これは、以前にお配りをさせていただいております一般会計補正予算書、こちらの両方で御説明をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、資料1に沿って御説明いたします。おはぐりいただきまして、1ページでございます。先ほど、部長の挨拶にありましたように、今回の所管の案件につきましては、歳入のみということでございますので、この1件ということでございます。予算書につきましては、8ページ～9ページということでございますので、そちらのほうをおはぐりさせていただきたいというふうに思います。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目総務費国庫補助金、総務費補助金でございます。補正額としましては、2億327万6,000円ということでございます。こちらは、新型コロナウイルス

ス感染症対応地方創生臨時交付金、これは、国の第3次になりますが、こちらのほうを計上するというものになっております。なお、こちらの歳入につきましては、今回提案しております市内飲食業等緊急支援事業、これは、コロナの感染症の影響を受けた飲食業・旅行関連、こういったものに支援をする事業でございます。これに充当をするものということになっております。

なお、国の3次補正分につきましては、これは当初予算、2月議会で御説明をさせていただいておりますが、限度額がちょっと数字で申し訳ございませんが、10億2,007万1,000円こちらが本市の限度額でございますので、これを、1月の臨時、これPCR、それから2月の前倒し分ということで、それぞれ1月は、25の事業で1億5,802万3,000円、それから2月の補正、これは当初予算と併せた前倒し分になりますが、こちらが6億1,389万5,000円、これ42の事業に充てております。それから、このたびの事業で2億327万6,000円でございますので、現在9億7,519万4,000円、こちらを既に計上させていただいたということでございます。先ほどの限度額から引きまして、残りが4,487万7,000円でございますので、こちらにつきましては、6月議会等で、引き続きコロナ対策にしっかりと充当して、計上していきたいというふうに考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。御説明をいただきました。

それでは、議案第74号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますでしょうか。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 今回の財源が、国の第3次補正のコロナの臨時交付金なんですけど、1次と2次の分は、残ったものは利子として、利子補給として積み立てるんだっただけですよってということで、そういう対応を取られたんですけど、今回の、先ほど、その担当は違いますけれど、文教扱いの市内飲食店等と、それに係るものなんですけど、残った場合ですね、予算が残った場合は、どういう扱いができるのか、扱いになるのか、それを、ちょっとこの3次補正について教えていただけますか。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。先ほど伊藤議員さんのほうからお話がありました、今回のコロナ交付金、第3次につきましては、令和3年度でも活用することができるということでございますので、現在2億300万つけたものが、仮に1億円ということになれば、その1億円は、ある程度早めに見越して、例えば9月補正とか12月補正で、新たな事業を打って、このコロナ対策をやっていくというようなことを考えております。場合によっては、基本的には、先ほど言いましたように、利子の基金のほうはまだ積めておりませんので、国との交渉の中では、仮にコロナ事業ができなければ、そのコロナの基金のほうに積んで、令和4年度以降の利子補給に充てるということも、ある程度視野には入れております。以上でございます。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 だから、利子補給しかできませんよではなくて、早めに、この予算は残りそうだなということがあれば、減額補正をして、別の事業、コロナ対策の別の事業に使えるもんだということなわけですね。そういう、ある意味柔軟に、年度内だったらできるということですね。いよいよ使い道がなければ、基金積立てということもあるという理解でよろしいですね。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。基本的には、その考えでよろしいかと思っております。国との、特に交付申請・交付決定という手続を取るものでございますので、国に交付申請をかける時期が、現在の4月、それから9月、それから12月というふうになっておりますので、その間に事業の調整を行いながらやっていくということでございますので、その間に調整ができれば、違うコロナ対策事業を打っていきたいと考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 そのほか質問ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑はなしと認めます。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。議案第74号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第78号専決処分事項の報告及び承認について（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第78号専決処分事項の報告及び承認についての説明をお願いいたします。

○坂本宏仁税務・債権管理局長兼市民税課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、坂本局長。

○坂本宏仁税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。市民税課、坂本です。それでは、お手元にお配りしました、右肩に資料2とある説明資料を開いていただいて、1ページを御覧ください。

こちらの議案につきましては、鳥取市税条例の一部改正を3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布されましたので、急ぎのもの、その税制改正の中でも、4月1日に施行する必要があるもの、それから、3月31日に制度が廃止したことに伴って、専決処分が改正が必要であったものについてを改正させていただいております。それ以外のものについては、6月以降の定例会のほうで、また上程させていただく予定となっております。

それでは、内容について御説明を申し上げます。2番を御覧ください。まず、1条関係に、改正ですけども、こちらは、鳥取市税条例の一部を改正する条例でございます。こちらに書いてある、(1)に書いてありますとおり、給与所得者と公的年金受給者から、扶養親族申告書というものを電磁的に提出できるようになっておったんですけども、電磁的な提出につきましては、税務署長の承認が必要だったんですけど、このたび、税務署長の承認ではなくて、一定の要件を満たしていれば、電磁的提出が認められるというようなことが規定されましたので、それに合わせての改正です。ちょっとこの書き方が、扶養親族申告書並びに退職所得申告書の電子提出に係るって書いてあるんですけども、この退職所得申告書は、今までもちょっと電子提出をうちは認めてなくて、ここについては税務署長の承認も必要なかったもので、ちょっとこの文章を訂正させていただいて、並びに以降はちょっと削除いただいたと。並びに退職所得申告書の電子提出にという部分だけをちょっと取っていただいて、その前の公的年金受給者と給与所得者の扶養親族申告書に係る税務署長の承認を廃止するということになります。それと併せて、退職所得申告書の定義をしましたし、それとともに、今まで認めてなかった電磁的方法による提供、その退職所得申告書のほうですね、その先ほど削除していただいた退職所得申告書も、このたび電磁的方法により、提供を可能とする規定を設けております。

(2)番目です。軽自動車税の環境性能割につきましては、新たな燃費基準、今までは2020年基準の燃費基準がベースになってたんですけども、昨年3月末に、国交省のほうで2030年度の燃費基準が公表されました、このたびの改正で、その燃費の基準、税率区分の燃費の基準が、これは、環境性能割は非課税～2%、本則税率は2%なんですけども、非課税、1%、2%というのの区分が、今までは2020年度の燃費基準を参考にしてたんですけども、新たに2030年度基準がベースになるというような見直しを図っております。それから、併せて、環境性能割の税率は、1%臨時的に軽減されて、先ほど言った非課税～2%のうち、1%ずつ減額されるような臨時的な軽減があったんですけども、これは、消費税の引上げに伴っての措置であったんですけども、なかなか軽自動車を買うにいくことも、コロナ禍でままならぬということで、その取得の期限を、このたびまた9か月間延長になって、3年の12月、今年の12月31日までに取得されたものについて、1%の臨時的軽減が受けられるような見直しも図っております。

それから、(3)番目ですけども、こちらにつきましては、生産性向上特別措置法の中で、特別に計画を認定された場合の固定資産税の軽減が、3年間ゼロになるという規定が、うちの条例で設けておりましたが、これが、取得が3年の3月31日までという、その本法のほうにそういう規定がありまして、そこが廃止になりましたので、鳥取市独自に、3年間ゼロにするという規定を、その本法の廃止に合わせて廃止しました。ただ、これにつきましては、3年の3月31日までの取得の場合に3年間ゼロになるという制度でしたので、今年の1月2日以降で、3月31日までに取得されたものについて、条例を廃止すると、そこが適用を受けられなくなりますので、経過措置を設けて、今年の1月2日～3月31日までに取得された場合は、来年の1月の31日までに申請いただければ、今までの制度が受けられると。税率ゼロの3年間の適用を受けられるという経過措置を設けております。

続きまして、(4) 番目ですね。特定都市河川浸水被害対策法、こちらも、コロナ禍で、雨水の貯留浸透施設に対して、固定資産税の課税標準を特例的に減額するという規定を、市の条例のほうで、その減額する率を決めなさいという本法があったんですけども、そちらについても、先ほどの生産性向上特別措置法と同じで、3月31日までに取得したものについてという規定があって、本法が同じように廃止になりました。ですので、市税条例のほうも3分の2とするというその規定を設けておったんですけども、本法が廃止になりましたので、こちらも廃止しました。ただし、こちらも先ほどと同じで、経過措置を設けておまして、1月2日以降3月31日までに取得されたものについては、3分の2の特例を受けられるようにしております。それと併せて、雨水貯留浸透施設の特例は、特定都市河川浸水被害対策法という中ではなくなったんですけども、その同じ特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律というのが、今、本国会に上程されておまして、その中で同じように、その市税条例の中で割合を定めて、課税の標準額を減額できるというような規定がありますので、それに基づいて、新たに幾ら減額するのかという割合を定めております。

続きまして(5) 番目です。固定資産税（土地）に係る宅地及び農地の負担調整措置についてですが、これは、基本的に、固定資産税、3年に1回評価替えがあって、基本的には、評価替えの次の年と、その次の年は据え置くという制度だったんですけども、土地の評価額が下がっている御時世の中で、据え置くというのはちょっと負担感が大きいということもあって、平成9年から、評価替えの2年度目、3年度目についても、下落があった場合は、土地の価格が、修正を加えるというようなものもありました。それと併せて、逆に、土地がぐんと価格が上がったときに、それを評価替えの年に一気に上げてしまうと負担が強くなってしまいますので、負担調整率を掛けながら、徐々に上がった評価額に近づけていくという負担調整というものもやっております。それについて、3年度の評価替えに合わせて、同じように制度が維持されることとなりましたので、そちらについての規定を加えております。それと併せて、負担調整で上昇する部分につきましては、3年度に限り、コロナ禍の影響を受けているということで、2年度も据置きで、評価、課税標準額を定めるという特例措置も、規定を新たにしたところであります。

それから、めくっていただいて、軽自動車税の種別割のグリーン化特例ということで、こちらにつきましても、環境に優しい基準を満たしている車につきましても、先ほどは、環境性能割というのは、取得のときに1回かかるだけなんですけども、種別割というのは、毎年かかってくる、軽自動車税に毎年かかってくる税金でして、グリーン化特例というのは、これが、環境に優しい性能、基準を満たしている場合は、取得した翌年度だけ税金が軽くなるというような制度でして、これが、新たにまた継続されることになりました。今までもあったんですけど、これが2年間継続される、延長されることになりました。ただ、少し要件が重点化されて、今まではガソリン車でも要件を満たせば対象になってたんですけども、ガソリン車は、一切一定の要件を満たしていても対象にならなくなりまして、重点化が電気自動車と天然ガス自動車に図られた上で、2年間、その経過の制度が延長されるというようなことになりましたので、その見直しを図っております。

それから、最後（7）番目ですけれども、住宅借入金等特別税額控除の控除期間、これは、こちらコロナ禍の中で、住宅取得について、なかなか消費が喚起できないということもありましたので、通常ですと10年間の住宅ローン控除を受けるところを、13年に特例取得ということで延ばす制度が設けられましたが、そちらについてが、昨年設けられたとこですけれども、なかなかコロナ禍で、おうちを建てたりとか、交渉したりとかいうのも難しいということで、その契約期間と入居の期間が1年間延長になりました。ちょっとこちら、申し訳ない、訂正していただきたいんですけども、こちら、ちょっと新築の場合とか、建て売り、括弧書きで書いてる中に、始期まで書いてますけども、始期は関係ないです。周期の、今まで新築の場合の契約は、令和2年の9月の30日までだったのが、このたび1年間延びて、3年の9月30日までの契約であれば大丈夫。それから、建て売り・中古・増改築も周期ですね、今まで2年の、令和2年の11月30日までに契約する必要があったんですが、それを1年間延ばしましたよ。それから、契約した後で、かつ、その入居も、今までだと、今年の12月31日までに入居した場合に限られてたんですけども、それも1年間延びるといような制度改正が行われましたので、それを反映させるための改正をかけておりますので、ちょっとこちら申し訳ないですけど、その先ほど言った始期の部分ですね、令和2年10月1日からってところを、ちょっと削除していただきたいのと、令和2年12月1日からってところを、ちょっと削除していただきたい、思います。

1条関係、鳥取市税条例の一部改正については以上でして、2条関係は、鳥取市税条例の一部を改正する条例というところで、こちらは、法律等の改正で条項とかずれましたので、そちらのずれの直しと、文言の修正を行っております。

施行期日ですけれども、基本的には、先ほど最初に申し上げましたとおり、3年の4月1日施行になりますけれども、先ほどの雨水貯留の浸透施設の分につきましては、法律がまだ通っておりませんので、その法律が通って、公布になった日に施行という形で、施行期日等も定めておるところです。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。

御説明をいただきましたが、それでは、ただいまより議案第78号専決処分事項の報告及び承認についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑をお願いします。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません、固定資産税の（5）のとこなんですけどね、今年度は評価の見直しの年なんですけども、課税額が上昇する場合は、今年度に限り2020年度の税額に据え置いてということだったんですけど、じゃあ、4年度と5年度は、その上昇したものを反映させた税額になるってことですか。

○坂本宏仁税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、坂本局長。

○坂本宏仁税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。そのとおりで、本来ですと、負担調整っていう方法が、まず市税条例の中に規定されておりまして、まだ、その本来の評価額に、課税標準額に達してない場合は、率を掛けながらそこに近づけていってるんですけども、その率を掛けた、2年度からの率を掛けたものが3年度に上がる場合は、コロナも反映させて、これを2年度で据え置く。4年度の評価は、負担調整が、毎年入るので、その規定に従って、4年度の計算をして、その額に上がっていきます。

◆伊藤幾子副委員長 すみません、はい。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 多分、私の制度の理解が不十分だったんですけど、評価替えになると、それで、上昇する部分は据え置くっていうのを、ちょっと私、勝手に3年間据置きだと思ってたんですよ。それは何でかっていうと、コロナの状況を勘案して、3年ごとなので、見直しは、だから、そのくくりでそういう対応を取られるんだなって、勝手に、こう理解してたんですけど、下落の場合は、それに見合った税額だけど、上がる場合は、とにかく現年、今年度の、3年度分だけは据置きで、コロナの影響を勘案しながら、それが据置きなんだということで、4年、5年については、現状に合わせてやっていくっていう、それは、従来もそうやられてたっていうことなわけですよ。

○坂本宏仁税務・債権管理局長兼市民税課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 坂本局長。

○坂本宏仁税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。このたびのその3年度の特例は、その3年度の税制改正大綱の中で決められたことですので、このたびの税制改正においては、3年度だけなんですけども、状況を見ながら、4年度の税制改正大綱をもし決められた場合に、必要だと認められれば、多分同じようなことを地方税法等の改正でされて、市税条例に反映することになると思いますが、今の段階では、ワクチン接種もありますので、多分国としては、3年度に限ってということだけを決めているものだと認識しております。

◆伊藤幾子副委員長 分かりました、分かりました。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 評価替えは3年ごとですけど、税制については、毎年いろいろと検討されるってということで、もし必要なら、また何か対応があるだろうということですね。分かりました。ありがとうございます。

◆吉野恭介委員長 そのほかありますか。はい。質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第78号専決処分事項の報告及び承認についてをお諮りいたします。本案に承認の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は承認されました。

以上で、総務企画委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前10時59分 閉会

令和3年第4回臨時会 総務企画委員会

(議案審査)

日 時：令和3年7月20日(火)

本会議休憩中

場 所：本庁舎7階全員協議会室

総務部・危機管理部

◎議案【説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第99号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第4号)【所管に属する部分】

企画推進部

◎議案【説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第101号 工事請負契約の変更について